四国地方小委員会及び計画段階評価について

平成25年12月11日 国土交通省 四国地方整備局

四国地方小委員会について

1. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、 意見を聴取すること等を目的として設置

2. 主な議題等

- ①新規事業採択時評価
- 2計画段階評価
- ③地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取

【参考:過去の主な開催状況】

- ○平成23年11月11日 《議題》平成24年度新規事業採択時評価
 - •一般国道56号 窪川佐賀道路
 - •一般国道56号 津島道路
 - •一般国道55号 福井道路
- ○平成24年 1月20日 《議題》平成24年度新規事業採択時評価
 - •一般国道55号 安芸道路

四国地方小委員会について

社会資本整備審議会道路分科会 四国地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

- 第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の 指名に基づき、以下の事務を行う。
 - 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、四国地方整備局(以下「整備局」という。)からの報告を受けること。
 - 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

- 第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第 二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に 属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。
 - 2 委員等は、10名以内で組織する。
 - 3 委員等の任期は、2年とする。
 - 4 委員等は、再任されることができるが、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

- 第5条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。
 - 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
 - 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年11月29日から施行する。

社会資本整備審議会 道路分科会 四国地方小委員会 委員名簿

岡村 未対 愛媛大学大学院理工学研究科生産環境工学専攻教授

委員長 近藤 光男 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授

隅田 深雪 ネスト・ウエストガーデン土佐 営業マネージャー

たかつか はじめ 高塚 創 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授

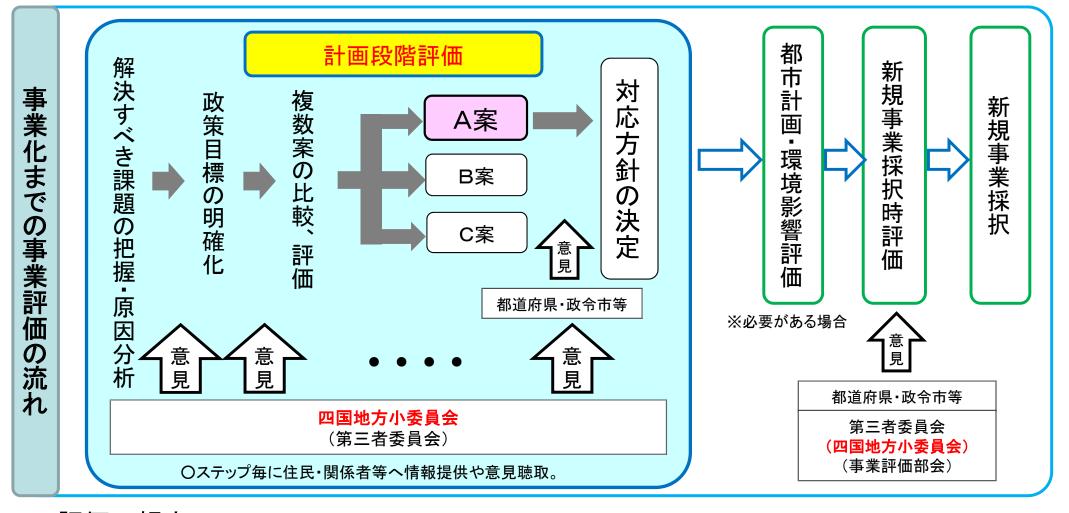
高橋 功 高知県赤十字血液センター 顧問

古谷 純代 高知県商工会議所女性会連合会 会長

三木 義久 四国経済連合会 専務理事

吉井 稔雄 愛媛大学大学院理工学研究科生産環境工学専攻教授

※敬称略、五十音順



■評価の視点

- ①事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
- ②達成すべき政策目標を明確化する。
- ③政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的 データやコスト等により比較、評価を行う。

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領 第5 3」3

計画段階評価について

[対象箇所]

①四国横断自動車道 佐賀~四万十

(並行する現道:国道56号、道路管理者:国土交通省)

②阿南安芸自動車道 牟岐~野根

(並行する現道:国道55号、道路管理者:国土交通省)

③阿南安芸自動車道 野根~安倉

(並行する現道:国道493号※、道路管理者:高知県)



計画段階評価について

[進め方(案)]

【平成25年12月11日】 第1回 地域への 地域への 四国地方小委員会 四国地方小委員会 四国地方小委員会 意見聴取 意見聴取 対応方針 【審議事項】 【審議事項】 【意見聴取内容】 【審議事項】 【意見聴取内容】 ■聴取した意見内容の確 ■聴取した意見内容の確認 〇対策方針を検討する際 ○地域の課題 ■計画段階評価手続きの の配慮事項 ○課題を解決するための 進め方(案) の ■対策方針(案) 道路の役割 決定 ■対応方針(案) ◆聴取方法 ■意見聴取方法(案) ◆聴取方法 〈ヒアリング〉 1. 評価対象区間 対象者:関係自治体、 〈ヒアリング〉 (概略 団体、 2. 地域の現状と課題 対象者:関係自治体、 道路利用者 団体、 3. 道路の現状と課題 〈アンケート〉 道路利用者 ル 対象者:地域住民、企業、 〈アンケート〉 道路利用者 4. 政策目標(案) 対象者:地域住民、企業、 道路利用者 構造 5. 意見聴取方法(案)

地方小委員会